

賛助会員規程

(2006年11月11日 制定)

(趣旨)

第1条 本規程は、日本広告学会会則第6条第3項に基づき、賛助会員の入会に関する手続き等について定める。

(入会資格)

第2条 賛助会員としての入会資格に関する基準は、次の通りとする。

- (1) 本学会の目的に賛同する企業、研究機関、団体等
- (2) 本学会の目的に賛同する個人

(権利)

第3条 賛助会員は、次の権利を有する。

- (1) 全国大会および部会研究会への代表者の出席
 - (2) 『広告科学』および『日本広告学会会報』の受領
2. 前項第1号の全国大会への出席者数については、別に定める。
 3. その他、常任理事会が認めた事項。

(入会手続き)

第4条 入会手続きは、会則第6条第3項による。

2. 会員資格は、所定の年会費納入によって確定する。

(年会費)

第5条 賛助会員の年会費は、別に定める。

(退会手続き)

第6条 退会手続きは、会則第8条による。

(退会)

第7条 1年間、会費の滞納あるいは住所・責任者等の不明が続く時は、その期間が経過した時点で、自然退会の扱いを受ける。

2. 商業行為等、本会の趣旨に添わないことのある場合は、退会とする。

附則

本規程は、2006年11月11日から実施する。